呉市公告第２０号

　令和７年３月１４日付で，水難救護法（明治３２年法律第９５号）第２４条第１項の規定に基づき漂流物を取得した者から，その物件の引き渡しを受けましたので，同法第２５条第２項の規定に基づき次のとおり公告します。

　なお，漂流物を所有者に引き渡しますので，心当たりの方は呉市産業部港湾漁港課まで申し出てください。

令和７年３月１７日

呉市長　新原芳明

１　取得物及び形状寸法

|  |  |
| --- | --- |
| 取得物 | 形状寸法 |
| 船舶模型  　※別紙のとおり | 長さ　　　１．３ｍ  幅　　　　０．３６ｍ  高さ　　　０．２５ｍ  ※寸法は全て概算 |

２　拾得年月日

　　　令和７年３月５日

３　拾得場所

　　　倉橋町倉橋島南東沿岸

４　その他

　　　公告後６ヵ月を経過し，申し出がない場合は，水難救護法第３０条第２項

の規定に基づき所有者がないものと認め処分します。

別紙

|  |
| --- |
|  |
|  |